

「生活支援戦略」に関する主な論点(案) 補足説明資料

総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援

【9/28第8回「生活支援戦略」に関する主な論点資料P 6 抜粋】

生活困窮者（経済的困窮・社会的孤立）

早期把握

【総合的な相談窓口】アウトリーチも重視

「官民協働」の支援態勢

福祉事務所やハローワークとNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業との連携

「包括的」かつ「伴走型」の支援

○総合的なアセスメント

本人の主体性と多様性を重視

○自立生活のためのプランの作成

○各機関の連携による「チーム支援」の実施

○再アセスメントによる評価

○プランの見直し

各分野の支援事業・支援機関

○緊急的な支援

○就労支援

○家計再建支援

○居住の確保

○学習支援

等

フォローアップ

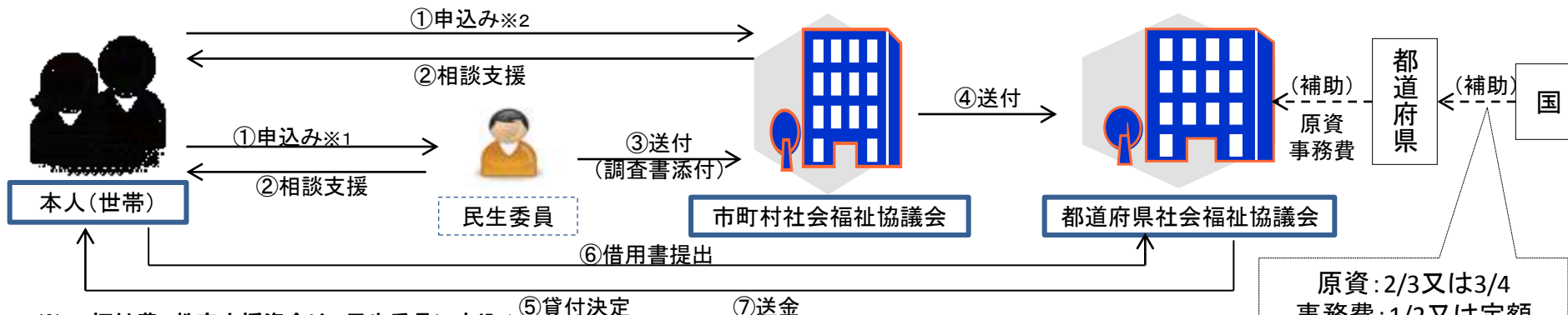
生活困窮状態からの脱却

生活福祉資金貸付制度の概要

制度概要

- 【創設年度】 昭和30年度 【実施主体】 都道府県社会福祉協議会
- 【目的】 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。
- 【貸付対象】 (低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)
(障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
(高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯
- 【貸付資金の種類】 ・総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
・福祉資金 (福祉費、緊急小口資金)
・教育支援資金 (教育支援費、就学支度費)
・不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)
- 【貸付金利子】 ・連帯保証人を立てた場合 無利子
・連帯保証人を立てない場合 年1.5%
- (注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子
注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H24.4.1時点 年1.35%)のいずれか低い利率)

貸付手続きの等の流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

日常生活自立支援事業の概要

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。平成24年3月末現在の基幹的社協等は857カ所。

<対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。*平成24年3月末実利用者数は、37,820人。

<援助内容>

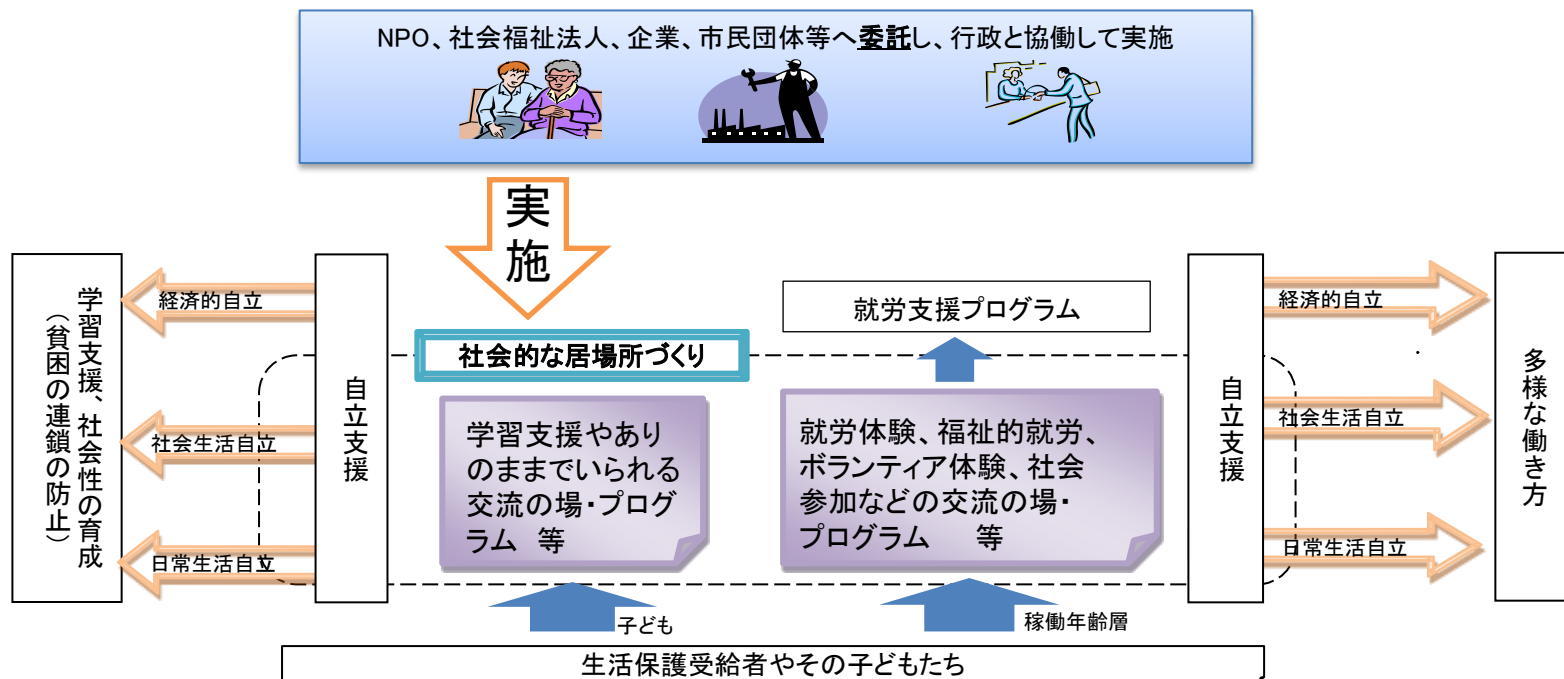
- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施。(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

生活保護受給者の「社会的な居場所づくり支援事業」の概要

「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と行政との協働により、社会から孤立する被保護者に対する様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもに対する学習支援を行うなど、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

【平成24年度予算額：セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数・補助率：定額(10/10相当)】



(参考)社会的居場所づくりの例

- 就労体験、福祉的就労、ボランティア体験、社会参加などの交流の場、プログラム等
 - 作業所ボランティア：知的障害者施設において、知的障害者の方とコミュニケーションをとりながら作業の補助を行う
 - ヘルパー同行：介護事業所の介護職員に同行して高齢者宅を訪問し、介護の補助を行う
 - 公園管理ボランティア：公園緑化協会の協力のもと、公園管理業務を行う
 - インターンシップ：民間事業所で産業廃棄物の選別作業を行う
- 学習支援やありのままにいられる交流の場、プログラム等
 - 子どもの学習支援：生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、高校受験のための学習支援教室を開催し、学力向上及び社会性の育成を図る
 - 子どもの健全育成：日常的な生活習慣、引きこもり、不登校など子どもに関する課題を抱える世帯に対して支援を行う